

松阪市請負工事成績評定要綱

平成17年1月 1日

松阪市告示第145号

(総則)

第1条 公共工事の品質を確保するため、本市の請負工事成績評定(以下「評定」という。)を行い、請負業者の適正な選定及び指導育成に利用することについては、この要綱の定めるところによるものとする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象工事は、松阪市建設工事検査規則第2条第1号に掲げられる工事の内、総務部契約監理課において契約を締結する建設工事を対象とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者は、検査員及び監督員(以下「評定者」という。)とする。

(評定の方法等)

第4条 評定は、竣工検査時に契約履行状況、施工状況、出来高状況等に関するの評価事項を工事竣工検査評定書(様式第1号。以下「評定書」という。)に基づき、適正かつ公正に評価するものとする。

(評定書の提出)

第5条 検査員及び監督員は、前条の規定により作成した評定書を契約監理課で検査する工事については契約監理担当理事に、主管課で検査する工事については、主管部長等を経由し契約監理担当理事に評定書を提出するものとする。ただし、契約監理担当理事が緊急を要する工事、または極めて簡易な工事で評定書により評価することが適当でないと判断するときは、評定書の作成を省略することができる。この場合において工事請負額は、130万円未満とする。

(評価の決定)

第6条 契約監理担当理事は、前条の規定により提出を受けた評定書の評価区分にD又はEの評価が含まれる工事ならびに評定点が標準点を下回る工事(以下「不良工事」という。)については、当該工事の請負業者(以下「当該業者」という。)から事情聴取を行って当該工事の評価を決定し、松阪市入札及び契約審査会設置要領(平成17年1月1日松阪市告示第151号)第2条第5号の規定により松阪市入札及び契約審査会(以下「審査会」という。)の承認を得なければならない。

2 前項に掲げる標準点は60点とする。

3 契約監理担当理事は、前項の規定により、不良工事の評価を行った場合は、速やかにその評定結果を当該業者及び主管部長等に文書で通知するものとする。

(指名停止等)

第7条 前条第1項の規定により、不良工事と評価を決定された請負業者は、松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領(平成17年1月1日松阪市告示第150号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を行うものとする。ただし、過去3年間に不良工事の実績が無く、次の各号のいずれかに該当する場合は、注意勧告するものとする。

(1) D評価を含む工事を1回行ったとき。

(2) 評定点が標準点未満の評価を受けた工事を行ったとき。

(優遇措置)

第8条 評定書に規定する評価項目について、評価区分Aが3個以上又はAが2個とBが3個以上の工事で評定点が90点以上の工事(以下「優良工事」という。)を2回以上行った市内業者に対しては、次に掲げる優遇措置を講じるものとする。ただし、当該工事の評価項目に評価区分D又はEの評価が含まれる場合は優良工事としない。

(1) 総手持ち工事量の制限枠の優遇

優良工事を2回行った場合は、総手持ち工事量(どの工種でも可)の制限枠を1件追加し、以後、優良工事を2回行うごとに総手持ち工事量の制限枠を1件追加する。

(2) その他の優遇

- ・ 主管課長は、優良工事を2回行った業者に、随意契約を行うことができる。
- ・ 優良工事を施行した業者が5社以上になった場合、当該業者のみが入札参加できる案件を設けることができる。対象案件は、設計金額500万円以上1,500万円未満の工事とし、当該業者が概ね参加できる業種についての発注案件5件に1回を目安に執行することができる。

2 前項各号に規定する評価に係る工事の回数を算定する場合は、当該工事の検査評定の日を含む過去2年度の間評定された工事とする。

3 第7条に規定する指名停止又は注意勧告の処分若しくは第1項に掲げる優遇措置を講じるにあたり、評価区分D又はE評価を含む工事は、下記のとおり優良工事の件数で相殺できる。なお、相殺は評価を決定した日から起算し過去3年以内に施工された優良工事を対象に行い、優良工事が複数ある場合は過去のものから行うものとする。

(1) E評価を含む工事は、優良工事2件と相殺する。

(2) D評価を含む工事は、優良工事1件と相殺する。

4 前項の規定により相殺された優良工事は、第1項に規定する優良工事の回数には算定しない。

(共同企業体に対する適用)

第9条 共同企業体の施工する工事に係る評定については、当該共同企業体の各構成業者に対しても当該工事の評価として、第7条並びに前条の規定を適用する。

(評定点の通知)

第10条 評定点の通知は、松阪市建設工事執行規程第29条第1項に規定する完成認定書により通知する。

(評定点の説明依頼)

第11条 当該業者は、評定点に対する説明を工事評定説明依頼書(様式第2号。以下「依頼書」という。)により完成認定書の交付日から起算して14日以内に請求することが出来る。

2 前項の請求があったときは、当該工事の評定を行った検査員及び監督員は、依頼書を受領した日から起算して14日以内に工事評定説明書(様式第3号)により回答を行うものとする。

(再評定の請求)

第12条 前条第2項の回答を受けた後、当該業者が再評定を請求するときは完成認定書の交付日から起算して60日以内に工事成績再評定請求書(様式第4号)により行うものとする。

(再評定)

第13条 前条の規定による請求があったときは、請求のあった日から起算し60日以内に松阪市入札等監視委員会規則第1条に規定する松阪市入札等監視委員会(以下「監視委員

会」という。)において再評価請求の受理、棄却を審議し、松阪市入札及び契約審査会設置要綱第1条に規定する松阪市入札及び契約審査会(以下「審査会」という。)において決定をする。請求を受理すると決定された場合は、再評価を行い工事成績再評価通知書(様式第5号)により回答するものとする。また、請求を棄却すると決定された場合は、工事成績再評価請求棄却通知書(様式第6号)により回答をする。

2 前項の再評価の実施方法及び検査員の決定は、審査会により行う。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月15日告示第211号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

工事竣工検査評定書

							業種		
工事名									
請負者									
公告番号			契約金額						
工期	平成 年 月 日		~		平成 年 月 日				
竣工年月日	平成 年 月 日								
検査評定日	平成 年 月 日								
評価項目	検査項目	評価区分					区分別評点	評定点計算	
		A 91以上	B 90 ~ 75	C 74 ~ 50	D 49 ~ 35	E 34以下		配点 補正率	×
評価項目	1. 施工体制						10%		
	2. 施工計画及び工程管理						15%		
	3. 施工状況						15%		
	4. 安全管理						15%		
	5. 出来形及び出来栄						30%		
	6. 提出書類、写真等の整理状況						15%		
評定点 (を少数1位四捨五入)		点					計 =		
評価区分 (評価区分の数を記入)		A	B	C	D	E	優良、不良工事判定の欄		
							優良・不良		
備考									
評定者	監督員	(所属、職、氏名)						印	
	検査員	(所属、職、氏名)						印	

平成 年 月 日

松 阪 市 長

所 在 地

商号(氏名)

代表者氏名

印

工 事 評 定 説 明 依 頼 書

年 月 日付け完成認定書により通知された下記の工事に係る
評定点について、説明を依頼します。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
 (至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 疑義の事項

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

平成 年 月 日

様

松阪市長

工 事 評 定 説 明 書

年 月 日付けで説明依頼のありました下記の工事について、
松阪市請負工事成績評定要綱第11条の規定に基づき回答します。

記

1. 工事名

2. 工事場所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日

 (至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 疑義事項に対する回答

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

松 阪 市 長

所 在 地

商号(氏名)

代表者氏名

印

工 事 成 績 再 評 定 請 求 書

年 月 日付け完成認定書により通知された下記の工事の評定点については、工事評定説明書により回答がありました。疑義がありますので再評定を請求します。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日

 (至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 請求理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

